山形市上下水道部建設工事週休２日確保工事実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、建設業における働き方改革に資する取組として、山形市上下水道部総務課が発注する建設工事（営繕工事は除く。）の工事現場において、週休２日確保工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　週休２日確保工事

本要領に基づき週休２日の確保に取り組む工事をいう。

⑵　発注者指定型

現場閉所により週休２日の確保に取り組むことを発注者が指定する形式をいう。

⑶　受注者希望型

現場閉所により週休２日の確保に取り組むことを受注者が希望する形式をいう。

⑷　週休２日

ア　月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ　通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

⑸　完全週休２日

現場閉所による週休２日において、毎週土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、この場合の工事に要する経費の補正率は月単位の週休２日と同じとする。

⑹　対象期間

工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

⑺　４週８休以上

ア　月単位の４週８休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率の割合が、２８．５％（８日／２８日）以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では２８．５％に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（２８．５％）以上を達成しているものとみなす。

イ　通期の４週８休以上とは、対象期間内の現場閉所率が、２８．５％（８日／２８日）以上の状態をいう。

⑻　現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

⑼　現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

（対象工事及び発注形式）

第３条　山形市上下水道部総務課が発注する全ての工事を週休２日確保工事の対象とする。ただし、緊急を要する工事は除くものとする。

２　発注者は発注者指定型で発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難い場合は、受注者希望型で発注することができる。

（発注者指定型による週休２日確保工事の取扱い等）

第４条　発注者は、当初（発注）時において、月単位の４週８休以上を達成した場合の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。

２　発注者は、入札公告又は指名通知及び特記仕様書に当該工事が発注者指定型による月単位の週休２日確保工事である旨及びその発注形式を記載する。

３　受注者は、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、月単位の週休２日又は完全週休２日を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休２日において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。

４　受注者は、工事名標示板に月単位の週休２日又は完全週休２日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。

５　受注者は、週休２日又は完全週休２日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款２２条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。

６　受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、完全週休２日においては土曜日、日曜日及び祝日以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。

７　受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、完全週休２日においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。

８　受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。

９　受注者は、工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

⑴　振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料

⑵　現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類

10　発注者は、変更（精算）時の積算において、現場閉所が月単位の４週８休に満たない場合、通期の週休２日の補正係数に変更するものとし、通期の４週８休に満たない場合は、通期の週休２日の補正係数を除して、工事費を積算するものとする。

11　発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。

（受注者希望型による週休２日確保工事の取扱い等）

第４条の２　発注者は、入札公告又は指名通知及び特記仕様書に当該工事が受注者希望型による月単位の週休２日確保工事である旨を記載するものとする。

２　受注者は契約締結後、施工計画書提出前に、週休２日確保工事（月単位または通期）について協議を行うものとする。なお、実施しない場合であってもペナルティは科さない。

３　受注者は、週休２日確保工事（月単位または通期）を実施する場合、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、週休２日（月単位または通期）を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休２日に取り組む場合において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。

４　受注者は、工事名標示板に月単位の週休２日、通期の週休２日又は完全週休２日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。

５　受注者は、週休２日又は完全週休２日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款２２条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。

６　受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、完全週休２日においては土曜日、日曜日及び祝日以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。

７　受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、完全週休２日においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。

８　受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。

９　受注者は、工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

⑴　振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料

⑵　現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類

10　発注者は、変更（精算）時の積算において、月単位の４週８休以上の現場閉所を達成した場合、月単位の４週８休以上を達成した場合の経費の補正を行い、通期の４週８休以上を達成した場合は、通期の週休２日の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。

11　発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。

（その他）

第５条　工事費の積算については、別紙１に基づいて行うものとする。

２　工事成績評定については、別紙２に基づくものとする。

３　週休２日確保工事における工期の考え方は、別紙３に基づくものとする。

（アンケートの実施）

第６条　受注者は、週休２日確保工事の実施の有無にかかわらず、発注者がアンケートを行う場合は協力するものとする。

附　則

（施行期日等）

１　この要領は、令和６年４月１日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事について適用する。

（山形市上下水道部建設工事週休２日確保モデル工事試行要領の廃止）

２　山形市上下水道部建設工事週休２日確保モデル工事試行要領（平成３１年４月１日施行）は、廃止する。

　（経過措置）

３　この要領の施行の際現に前項の規定による廃止前の山形市上下水道部建設工事週休２日確保モデル工事試行要領の規定により実施している週休２日確保モデル工事の実施上の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事について適用する。